

ごみ減量化ポスターコンテスト表彰式と ごみの分別・指定ごみ袋制度の周知活動を行いました

令和6年12月15日に市役所で開催した環境フェア・消費
者まつりで、ごみ減量化ポスターコンテスト入賞者の表彰式
を実施しました。入賞作品は、ごみ減量化のためのPRなど
で活用していきます。

また、市のごみ処理を行う小山広域保健衛生組合では、プ
ースを開設し、市民の方を対象にごみの分別や4月から完全実
施となる指定ごみ袋制度についての周知活動を行いました。



クリーンパーク茂原での 可燃性粗大ごみ受け入れの一時停止

クリーンパーク茂原では、石橋地区
の方が家庭ごみを直接持ち込む場合の
み、もやししかないごみなどを受け入
れています。

次の期間は、可燃性粗大ごみ破砕機
の修繕工事を実施するため、受け入れ
を一時停止します。ご注意ください。

■搬入停止期間

2月17日(月)～22日(土)

■対象ごみ

可燃性粗大ごみ

(家具類・ふとん・木の枝など)

※その他のごみの受け入れは通常ど
おりです。

■問い合わせ先

クリーンパーク茂原

☎028(654)0018

2月は 「正しい猫の飼い方推進月間」

県では、猫の適正な飼い方の
普及と啓発を推進しています。

飼い主として責任をもち、正
しく飼いましょう。

■野良猫にエサを与えない

責任をもって飼えないのであ
れば、無責任なエサやりはやめ
ましょう。

■猫は室内で飼いましょう

猫は、十分なエサがあって、
安全でストレスが発散できる環
境であれば、広い場所は必要と
しません。

■猫の一生に責任を

猫の寿命は14年程度です。
飼い主には、その一生を見届
ける責任があります。やむを得ず
飼えなくなったときは、必ず新
しい飼い主を探してください。

■問い合わせ先

県動物愛護指導センター

☎028(684)5458

浄化槽をご使用の皆さまへ

「浄化槽法」により保守点検
や清掃、法廷検査が義務づけら
れています。

■保守点検(年3～4回以上)

県の登録業者に委託してくだ
さい(回数は種類や大きさによ
って異なります)。

■清掃(年1回以上)

市で許可されて
いる業者に委託し
てください。



業者一覧

■法定検査

保守点検・清掃とは別に、使
用開始後4～8か月目までに受
ける水質検査(7条検査)と毎年
1回の定期検査(11条検査)を必
ず受けなければなりません。指
定検査機関または保守点検業者
に委託してください。

■問い合わせ先

(一社)栃木県浄化槽協会

☎028(633)1650

不用品リサイクル情報 (無償提供)

不用品リサイクル情報の提供
をしています。

〈譲りたい〉

第一愛泉幼稚園ブレザー(110
～130cm)・スカート(120cm)、
プラズマテレビ(42インチ・50
インチ)、ファンヒーター、猫
用ケージ、ゆりかご、ベビーサー
クル、電動ジューサー、五重塔
の置物

〈譲ってほしい〉

ノートPC、電気ストーブ、
自転車(24インチ)、扇風機、
南河内第二中学校男子制服、タ
ブレットPC、液晶テレビ(大
型)、南河内小中学校男子制服
(150cm)、電動シニアカー、シ
ルバーカー、乾燥機、車いす

